

基監発 0406 第 2 号
平成 24 年 4 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の新規許可事業者に
対する許可取得時等における労働基準法等の説明について

自動車運転者は、他業種の労働者と比較して労働時間が長く、また、労働基準関係法令・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）違反の割合も高く、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているなど、その労働条件の確保・改善対策を一層推進することが喫緊の課題となっている。特に、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の許可を新たに取得した事業者は、労働基準関係法令や労務管理に関する知識不足が懸念されることから、労働基準法、改善基準告示、労働安全衛生法等の基礎的な内容について説明することは有意義と考えられる。

ついては、下記のとおり、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の許可を新たに取得した事業者又はその事業の譲渡を受けた事業譲受事業者（以下「新規許可事業者等」という。）に対して国土交通省が行っている許可取得時等における関係法令等遵守のための講習（以下「指導講習」という。）において、労働基準法、改善基準告示、労働安全衛生法等について資料の提供及び講習を行うこととしたので、適切に対応されたい。

なお、本件については、別添の要請書のとおり厚生労働省から申し入れ、国土交通省と協議済みであることを申し添える。

記

1 指導講習の実施について

(1) 指導講習の実施

国土交通省の地方の運輸支局等（以下「地方運輸支局等」という。）から都道府県労働局監督課（以下「局監督課」という。）に指導講習開催日等について連絡があるので、資料の提供を行うとともに、可能な限り講師を派遣することとしているので、積極的に対応すること。

（２）対応者

局監督課の職員等により対応することとするが、対応者を決めるに当たっては指導講習の場所や業務負担等を考慮すること。なお、自動車運転者時間管理等指導員等非常勤職員の積極的な活用を図ること。

（３）指導講習内容

新規許可事業者等に対して労働基準関係法令の遵守を徹底するため、管内における自動車運転者に係る事業場の遵法水準を考慮の上、労働基準法、改善基準、労働安全衛生法等の基礎的な内容について講習すること。

２ 地方運輸支局等との協議について

局監督課においては、指導講習を円滑に実施するため、地方運輸支局等と、次の事項についてあらかじめ協議し調整しておくこと。

① 職員等を講師として派遣する場合の担当する講習内容及び講習時間

② 職員等を講師として派遣できない場合の資料の提供方法

なお、旅客自動車運送事業の許可を新たに取得したタクシー事業者については、平成 18 年 2 月 17 日付け基発第 0217001 号、基徴発第 0217001 号「タクシー事業者等に対する法令遵守に関する指導における地方運輸機関との連携について」において、労働保険の成立手続に関するリーフレット、就業規則の作成に関するリーフレット等を局監督課から送付することとしていることを踏まえて調整すること。

③ 地方運輸支局等から局監督課への指導講習開催の通知方法等

④ その他必要な事項



基監発 0406 第 1 号
平成 24 年 4 月 6 日

国土交通省自動車局
安全政策課長 殿
旅 客 課 長 殿
貨 物 課 長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の新規
許可事業者に対する許可取得時等の指導について

平素から、労働基準行政運営につきまして、御協力を賜り、御礼申し上げます。

自動車運転者につきましては、他業種の労働者と比較して労働時間が長く、また、事業用自動車の運転者が、脳・心臓疾患の労災支給決定件数の最も多い職種となっているなど、その労働条件及び安全衛生の確保及び改善を一層推進することが喫緊の課題となっています。

貴省におかれましては地方の運輸支局等において、新規許可事業者に対する許可取得時等の指導を行っていることと承知しています。新たに許可を行う事業者に対して、あらかじめ労働基準法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）、労働安全衛生法等の基本的な内容について指導を行い、理解していただくことは、自動車運転者の労働条件の改善に有意義であると考えます。

つきましては、新規許可事業者に対する許可取得時等の指導に関し、厚生労働省といたしましては、下記のとおり貴省との連携を図りたく、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

地方の運輸支局等における新規許可事業者に対する許可取得時等の指導を行う際には、都道府県労働局から労働基準法、改善基準告示、労働安全衛生法等に関する資料の提供及び講師の派遣をしますので、地方の運輸支局等から指導講習開催日等について連絡をしていただきたいこと。